三二三　漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件　二〇　三

三二四　農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　二〇　四

三三五　競馬法第二十条の二第一項の海外競馬の競走を指定する件　二〇　五

三三六―三四三　保安林の指定をする件　二〇　五

三四四　大臣管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する件　二〇　六

三四五　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第二十三条の二の五第一項の規定に基づき農林水産大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品の一部を改正する件　二〇32　九

三四六　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件　二一　三

三四七―三五九　保安林の指定をする件　二五　三

三六〇　木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行令第一条第九号の農林水産大臣が指定する業種等を定める件　二五　五

三六一　漁船損害等補償法第百十三条の四第二項第一号、第百十八条の二第二項及び第百二十六条の三第二項の普通損害保険、漁船船主責任保険（特定塡補区分を除く。）及び漁船積荷保険の基本部分の純保険料に対応する部分の率の算定の基礎となる期間を定める件の一部を改正する件　二五34　二二

三六二　漁船損害等補償法第百十三条の四第二項の農林水産大臣が定める率を定める件の一部を改正する件　二五34　二二

三六三　漁船損害等補償法第百十八条の二第二項の農林水産大臣が定める率を定める件の一部を改正する件　二五34　二六

三六四　漁船損害等補償法第百十八条の二第三項の農林水産大臣が定める率を定める件の一部を改正する件　二五34　二七

三六五　漁船損害等補償法第百二十九条に規定する組合責任保険金額の算定の方法を定める件の一部を改正する件　二五34　二九

三六六　漁船損害等補償法第百三十条の再保険料率の算定方法を定める件の一部を改正する件　二五34　三〇

三六七―三七二　保安林の指定をする件　二六　三

三七三―三八〇　保安林の指定施業要件を変更する件　二六　四

三八一―三八七　保安林の指定をする件　二七　七

三八八―三九〇　保安林の指定施業要件を変更する件　二七　八

三九一　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準の一部を改正する件　二八　四

三九二　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき外食業分野に特有の事情に鑑みて定める基準の一部を改正する件　二八　四

三九三　肥料を登録した件　二八　四

三九四　ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示の一部を改正する件　二八37　一四

三九五　テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する告示の一部を改正する件　二八37　一四

三九六　特殊肥料等を指定する件の一部を改正する件　二八37　一五

三九七　特殊肥料の品質表示基準を定める件の一部を改正する件　二八37　一七

三九八　肥料取締法施行規則第十九条の二第一項の規定に基づき表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件の一部を改正する件　二八37　一九

三九九　肥料取締法施行規則第十一条の二第一項及び第二項の規定に基づき普通肥料の原料の種類並びに材料の種類、名称及び使用量の保証票への記載に関する事項を定める件の一部を改正する件　二八37　一七〇

四〇〇　肥料取締法施行規則第一条第二号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する炭酸カルシウム肥料を定める件の一部を改正する件　二八37　一七二

四〇一　肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件　二八37　一七二

四〇二　肥料取締法第十七条第一項第三号の規定に基づき、肥料取締法第四条第一項第三号に掲げる普通肥料の保証票にその含有量を記載する主要な成分を定める件の一部を改正する件　二八37　一七三

○農林水産省、環境省

一　愛玩動物看護師法に基づく指定試験機関を指定する件　二八　五

○経済産業省

一四　使用済燃料再処理機構が保有することができる有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定した件の一部を改正する件　三　七

一五　高圧ガス保安法第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十二の規定に基づく指定保安検査機関の事業所の所在地の変更の届出があった件　三　七